

令和2年2月28日

四日市高等学校保護者の皆様

三重県立四日市高等学校

新型コロナウイルス感染防止に係る臨時休業について

平素は、学校の教育活動にご理解ご協力いただきありがとうございます。

さて、令和2年2月28日付け文部科学省通知「新型コロナウイルス感染症対策のための小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における一斉臨時休業について（通知）」を踏まえ、三重県教育委員会は全ての県立学校を令和2年3月2日（月）から春季休業の開始日までの間、臨時休業することとしました。

つきましては、臨時休業中は、以下のことに注意いただくとともに、感染が疑われる場合には早急に学校へお知らせいただきますようお願いいたします。

<臨時休業期間中にご注意いただきたいこと>

別添「新型コロナウイルス感染症について」の啓発チラシをご確認いただくとともに、以下の内容につきましてもご留意ください。

(1) 健康管理

- ・ 臨時休業は、新型コロナウイルスの感染の拡大を防止するための措置であることをお子様に理解させ、人の集まる場所等への外出を避け、基本的に自宅で過ごすよう指導してください。
- ・ 家庭においては、体温測定を行うなど、体調管理につとめてください。
- ・ 臨時休業期間は、咳エチケット、手洗い、うがい、部屋の換気など通常の風邪予防を心がけるとともに、生活リズムが乱れないように起床・就寝時間や学習時間等規則正しい生活をし、バランスのとれた食事や十分な睡眠等に気をつけるよう指導してください。

(2) 症状への対応の仕方

次のいずれかに該当する場合は、帰国者・接触者相談センター（三重県救急医療情報センター）に相談いただくとともに、学校へ連絡してください。

(TEL 059-229-1199)

- 風邪の症状や37.5℃以上の発熱が4日以上続いている場合
(解熱剤を飲み続けなければならないときを含みます)
- 強いだるさ(倦怠感)や息苦しさ(呼吸困難)がある場合

※ 児童生徒に基礎疾患等があるときは、上の状態が2日程度続く場合

<臨時休業に係る学校の対応>

(1) 臨時休業の期間

期間：令和2年3月2日（月）から春季休業の開始日までの間

(2) 臨時休業中の学習等について

臨時休業中の学習課題については、自学自習できるよう学校のメール配信やホームページ等の手段を活用し連絡します。授業の代わりとなりますので、しっかり学習に取り組むようご指導ください。

(3) 予定行事について

① 3月4日（水）創立120周年記念行事

実施いたしません。

② 修了式及び春季休業

特に状況に変化がない場合には修了式を中止します。

(4) 部活動について

臨時休業中の部活動は休止とします。ただし、自宅での活動を禁止するものではありませんが、自主的な活動であっても集団で活動することがないように指導してください。

(5) その他

① この他、詳細についてはメール配信やホームページ等でお知らせしますので、日ごろから確認するようご指導ください。

② 教職員はこれまでどおり学校に勤務していますので、相談したいことなどがあれば安心してお知らせください。

③ この他に不明な点等ありましたら、以下の電話番号に平日の8時から17時までに問い合わせてください。

1年生 059-365-8799

2年生 059-365-8794

3年生 059-365-8956